

第196回 定時株主総会

招集ご通知

株主総会におけるお土産・試供品のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催情報

日時：2020年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

場所：東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
「ベルサール六本木」地下1階
（受付1階）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただき、書面又はインターネットによって議決権を行使いただくことをご検討ください。

また、当日は、感染拡大予防のため、体温測定、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

日本製粉株式会社

証券コード 2001

目次

第196回定時株主総会招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	4
連結計算書類	26
計算書類	29
監査報告書	32
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	38
第2号議案 定款一部変更の件	39
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件	47
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	55
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	58
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	58
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額及び内容決定の件	59

証券コード 2001
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都千代田区麴町四丁目8番地
日本製粉株式会社
代表取締役社長 近藤 雅之

第196回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第196回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただくことをご検討ください。また、ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方なども株主総会へのご来場を見合わせていただくこともご検討ください。

なお、書面又はインターネット等によって議決権を行使される場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

【インターネット等による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に際しましては、61～62ページ記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル「ベルサール六本木」地下1階（受付1階） |

3. 目的事項 報告事項

1. 第196期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第196期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額及び内容決定の件 |

4. 議決権の行使について

- (1) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5. 招集ご通知添付書類及び株主総会参考書類について

- (1) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- (2) 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.nippn.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
 - ◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご来場の株主様の体温測定をさせていただき、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、ご来場の株主様にはマスクの着用やアルコール消毒などの措置をとらせていただきますので、ご協力をお願いいたします。なお、当社関係者もマスク着用で対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - その他、新型コロナウイルスの感染の拡大防止に向けた対応やその変更がある場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.nippon.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>）に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会におけるお土産・試供品のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、昨年10月の消費増税の影響もあり、個人消費に一部停滞が見られたものの、雇用・所得環境の改善等から概ね緩やかな景気回復基調を続けてきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の急速な拡大により状況は一変し、わが国のみならず世界経済全体にも深刻な打撃を与えるなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界においては、根強い消費者の節約志向や労働力不足による人件費・物流費等のコスト上昇などにより事業環境は厳しさを増しております。

当社グループは、このような予測のつかない厳しい事業環境においても、持続的成長を維持することを目指し、コスト削減と販売の強化を軸に既存の事業を充実させるとともに、今後成長が見込まれる分野へ積極的な投資を行うなど、多角的総合食品企業としての事業基盤強化に取り組んでおります。

当期においては、千葉工場ふすまバラ出荷設備が竣工したほか、現在進行中の設備投資として、福岡工場でのプレミックス工場新設、ニッポン冷食株式会社による伊勢崎工場での冷凍食品工場増設、NIPPON(Thailand)Co.,Ltd.での冷凍生地製造工場建設、インドネシアでのプレミックス工場建設などを取り進めており、国内外で積極的な設備投資を推進しております。

また、昨年には当社コーポレートブランドロゴとスローガンの改定を実施し、これまで以上に皆さまの食シーンの中でお役に立ち、親しみをもっていただける会社になることを目指してまいります。

招集し
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

これらの結果、当社グループの当期の業績は、売上高は3,448億3千9百万円（前期比102.8%）、営業利益は111億1百万円（同98.9%）、経常利益は127億4千万円（同97.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益は89億4千1百万円（同105.8%）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

<製粉事業>

当社グループにおいては、食の安全・安心志向の高まりを受け、品質管理の強化に努めるとともに、お客様のニーズをいち早くとらえた商品開発、各種情報提供など、コミュニケーションを密にし、お客様の問題解決につながる提案型営業の強化に取り組んでいます。さらに、各種展示会への出展、経営セミナーをはじめとする全国各地での講演会・講習会の開催など、積極的な営業活動を展開しました。その結果、小麦粉及び副製品のふすまの売上高は前年並みで推移しました。

なお、外国産小麦の政府売渡価格が昨年4月から5銘柄平均（税込価格）で1.7%、昨年10月には同8.7%引き下げられたことに伴い、当社は昨年7月及び本年1月に製品価格の改定を実施しました。

以上により、製粉事業の売上高は1,026億2千1百万円（前期比99.9%）、営業利益は56億5千7百万円（同102.1%）となりました。

<食品事業>

業務用食品では、各種展示会への出展や、プロフェッショナルを対象とした「イタリア料理技術講習会」の開催など、積極的なマーケティング活動を展開したことにより、業務用のプレミックス、パスタ類の販売は国内及び海外で順調に推移した結果、売上高は前年を上回りました。

家庭用加工食品では、プレミアム・パスタブランド「REGALO（レガーロ）」と、オメガ3脂肪酸等豊富な栄養を含むアマニ関連食品についてテレビCMを放映するなど、積極的なメディア展開を実施しました。これらの結果、売上高は前年を上回りました。

家庭用冷凍食品では、シリーズの全面刷新を行った冷凍パスタ「オーマイプレミアム」シリーズ、朝食向けバラエティを強化した1食完結型のトレー入り「よくばり」シリーズが好評に推移しました。また、服部栄養専門学校監修の新シリーズ「服部さん家の和のおかず」を発売し、和風メニューを強化しました。これらの結果、売上高は前年を上回りました。

中食事業では、愛知県知多市の新工場が稼働したことにより販売が拡大した結果、売上高は前年を上回りました。

以上により、食品事業の売上高は2,043億9千9百万円（前期比104.4%）、営業利益は48億6千5百万円（同93.2%）となりました。

＜その他事業＞

ヘルスケア事業は、機能性素材のセラミドが好調に推移した結果、売上高は前年を上回りました。

不動産賃貸事業は、昨年8月に「リンクスクエア新宿」が竣工したことにより、賃貸収入が増加した結果、売上高は前年を上回りました。

以上により、その他事業の売上高は378億1千8百万円（前期比102.3%）、営業利益は5億4千7百万円（同124.5%）となりました。

② 設備投資の状況

当期の設備投資は、130億6千7百万円（工事ベース）となりました。

期中に完成した主な工事としては、千葉工場ふすまバラ出荷設備新設、オーマイ株式会社厚木工場結束スパゲッティ包装ライン増設、ニッポン冷食株式会社亀ヶ崎工場冷凍機更新などがありました。

③ 資金調達の状況

当期中に増資あるいは社債発行による資金調達は行いませんでした。

④ 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大による世界経済への深刻な打撃に加え、東京オリンピック・パラリンピックの開催延期による経済的な機会損失により、先行きはこれまで以上に不透明な状況が続くと見られております。

食品業界においては、社会的課題として、労働力不足とそれに伴う人件費の上昇といった課題が表面化している上に、人口減少や高齢化の進展とともにライフスタイルが急速に変化を続けるなかで、消費者の価値観も多様化しております。

このような状況の下、当社グループは、各事業分野において一層の競争力強化に努めており、本年4月1日より、事業部門については、「製粉」、「食品」、「中食」の3事業本部体制、海外を担当する1事業本部を加え、4事業本部体制へと機構改革を実施し、迅速かつ積極的な事業展開が進められる組織体制といたしました。

これらの様々な施策により、当社グループは、企業価値をさらに向上させ、新しいコーポレートブランドロゴとスローガンとともに、社会的責任を果たしてまいります。

環境保護の取り組みについては、家庭用冷凍食品においてP E F C（森林認証）紙など環境に配慮した原料による紙トレーや、無漂白の木材パルプを使用したeco紙トレーを使用しており、本年3月には、「第41回食品産業優良企業等表彰」環境部門（省エネ等環境対策推進タイプ）において、農林水産大臣賞を受賞しております。

当社グループでは、これら一連の取り組みとともに、消費者の安全・安心や、安定供給に対する体制強化を推し進めながら、多角的総合食品企業へさらなる成長を目指してまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第193期 (2016年度)	第194期 (2017年度)	第195期 (2018年度)	第196期 (2019年度)
売上高 (百万円)	312,932	323,495	335,399	344,839
経常利益 (百万円)	13,162	11,862	13,065	12,740
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	8,934	7,651	8,455	8,941
1株当たり当期純利益 (円)	111.40	95.34	108.78	116.71
総資産 (百万円)	252,074	272,166	293,392	290,428
純資産 (百万円)	147,446	156,905	154,986	158,581
1株当たり純資産 (円)	1,784.44	1,897.64	1,961.17	2,006.14

(注) 2016年10月1日付で普通株式2株を1株に併合いたしました。第193期(2016年度)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第193期 (2016年度)	第194期 (2017年度)	第195期 (2018年度)	第196期 (2019年度)
売上高 (百万円)	193,569	191,505	203,641	211,445
経常利益 (百万円)	9,732	9,264	10,111	10,494
当期純利益 (百万円)	6,861	6,672	7,012	7,759
1株当たり当期純利益 (円)	85.35	82.94	89.99	101.02
総資産 (百万円)	197,071	210,367	228,309	227,508
純資産 (百万円)	125,526	132,595	129,214	132,615
1株当たり純資産 (円)	1,558.75	1,645.57	1,679.88	1,722.99

(注) 2016年10月1日付で普通株式2株を1株に併合いたしました。第193期(2016年度)の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
松屋製粉株式会社	百万円 100	100.0 %	そば粉、そばミックスの製造、販売、小麦粉の販売
東福製粉株式会社	400	96.9	小麦粉、プレミックス類の製造、販売
ニッポン商事株式会社	45	93.2	小麦粉、プレミックス類、飼料の販売
オーマイ株式会社	80	100.0	パスタ類の製造、販売
ニッポン冷食株式会社	50	100.0	冷凍食材、食品類の製造、販売
日本リツチ株式会社	30	100.0	冷凍食材、食品類の販売
株式会社ファーストフーズ	100	100.0 (100.0)	弁当等中食関連食品の製造、販売
オーケー食品工業株式会社	1,859	51.3	味付け油揚げの製造、販売
株式会社ナガノトマト	100	51.0	トマト製品、なめ茸製品、ジュースの製造、販売
エヌピーエフジャパン株式会社	100	100.0	ペットフードの製造、販売
ニッポンドーナツ株式会社	20	100.0 (100.0)	ドーナツショップほか外食事業の経営
ニッポンエンジニアリング株式会社	20	100.0	各種機械器具、装置の設計、製作及び販売並びにその設置工事の請負

(注) 議決権比率は小数点第2位以下を四捨五入して表示しており、()内は間接保有を内数で示しております。

(4) 重要な他の会社の株式の取得の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

主に次に掲げる製品の製造、販売等を行っております。

製粉事業	小麦粉、ふすま、そば粉、倉庫業、港湾運送事業
食品事業	プレミックス類 (ドーナツ用、ケーキ用、パン用のミックス、天ぷら粉、から揚げ粉ほか)
	コーン製品 (コーングリッツ、コーンフラワーほか)
	米粉ほか穀粉類
	家庭用小麦粉
	パスタ類 (スパゲッティ、マカロニほか)
	パスタソース
	乾めん
	冷凍食材、食品類 (ドーナツ、パイなどの生地、フリーズ・フロー・ホイップ、パスタ類、パスタソースほか)
	中食関連商品
トマト製品	

そのほか、ペットフード、健康食品類の製造、販売、バイオ関連事業、エンジニアリング事業等を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

①当社の主要な営業所及び工場

本 店	東京都千代田区麹町四丁目8番地
支 店	東京支店・関東支店 (東京都渋谷区) 仙台支店 (仙台市青葉区)、名古屋支店 (名古屋市中区) 大阪支店 (大阪市西区)、広島支店 (広島市中区) 福岡支店 (福岡市博多区)、札幌支店 (札幌市中央区)
工 場	横浜工場 (横浜市神奈川区)、千葉工場 (千葉市美浜区) 竜ヶ崎工場 (竜ヶ崎市)、名古屋工場 (名古屋市港区) 大阪工場 (大阪市大正区)、神戸甲南工場 (神戸市東灘区) 福岡工場 (福岡市東区)、小樽工場 (小樽市)
研 究 所	フードリサーチセンター、イノベーションセンター、研究企画センター (厚木市)

②子会社の主要な営業所及び工場

製 粉 事 業	松屋製粉株式会社	栃木県河内郡上三川町 (本社、工場)
	東福製粉株式会社	福岡市中央区 (本社、工場)
食 品 事 業	オーマイ株式会社	厚木市 (本社、工場) 加古川市 (工場)
	ニッポン冷食株式会社	竜ヶ崎市 (本社、工場) 伊勢崎市 (工場)
	株式会社ファーストフーズ	八王子市 (本社、工場) 入間市、沼津市、習志野市、日高市 (工場)
	オーケー食品工業株式会社	朝倉市 (本社、工場) 福岡県朝倉郡筑前町 (工場)
	株式会社ナガノトマト	松本市 (本社、工場)
そ の 他 事 業	エヌピーエフジャパン株式会社	千葉市美浜区 (本社、工場) 名古屋市港区 (工場)

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業別名称	従業員数	前期末比増減
製粉事業	645名	-6名
食品事業	1,903	+41
その他の事業	853	-1
共通	336	+16
合計	3,737名	+50名

(注) 従業員数は就業人員であり、当社グループ外への出向者を含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,025名	+23名	40歳1か月	16年8か月

(注) 従業員数は就業人員であり、当社外への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	7,355百万円
農林中央金庫	5,249
株式会社西日本シティ銀行	4,148

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 300,000,000株

② 発行済株式の総数 78,824,009株

(注) 自己株式2,007,027株を含んでおります。

③ 株主数 20,059名 (前期末比1,273名増)

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 製 粉 取 引 先 持 株 会	4,531	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社 (信 託 口)	4,361	5.7
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	3,497	4.6
三 井 物 産 株 式 会 社	3,349	4.4
株 式 会 社 ダ ス キ ン	2,510	3.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会 社 (信 託 口)	2,454	3.2
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	2,250	2.9
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,246	2.9
農 林 中 央 金 庫	2,060	2.7
三井住友海上火災保険株式会社	2,004	2.6

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2020年3月31日現在)

①当期末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

割当日	保有者数及び新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間
2014年7月24日 (株式報酬型ストック・オプション)	取締役 (社外取締役を除く) 2名 362個	当社普通株式 18,100株	1個当たり 50,400円 (1株当たり 1,008円)	1株当たり1円	2014年7月25日から 2044年7月24日まで
2015年7月23日 (株式報酬型ストック・オプション)	取締役 (社外取締役を除く) 4名 398個	当社普通株式 19,900株	1個当たり 79,500円 (1株当たり 1,590円)	1株当たり1円	2015年7月24日から 2045年7月23日まで
2016年7月27日 (株式報酬型ストック・オプション)	取締役 (社外取締役を除く) 5名 510個	当社普通株式 25,500株	1個当たり 75,600円 (1株当たり 1,512円)	1株当たり1円	2016年7月28日から 2046年7月27日まで
2017年7月26日 (株式報酬型ストック・オプション)	取締役 (社外取締役を除く) 8名 646個	当社普通株式 32,300株	1個当たり 83,350円 (1株当たり 1,667円)	1株当たり1円	2017年7月27日から 2047年7月26日まで
2018年7月25日 (株式報酬型ストック・オプション)	取締役 (社外取締役を除く) 9名 683個	当社普通株式 34,150株	1個当たり 89,900円 (1株当たり 1,798円)	1株当たり1円	2018年7月26日から 2048年7月25日まで
2019年7月29日 (株式報酬型ストック・オプション)	取締役 (社外取締役を除く) 12名 914個	当社普通株式 45,700株	1個当たり 82,900円 (1株当たり 1,658円)	1株当たり1円	2019年7月30日から 2049年7月29日まで

(注) 2016年10月1日付で行った2株を1株とする株式併合により、「目的となる株式の数」は調整されております。

②その他新株予約権等の状況

2018年6月6日開催の取締役会決議に基づき発行した「2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」（額面金額の総額250億円）に付された新株予約権の概要

新株予約権の数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、社債の価額は、その額面金額と同額とする。
転換価額	2,293.5円（但し一定の条件のもと調整される）
新株予約権の権利行使期間	2018年7月6日から2025年6月6日まで（行使請求受付場所現地時間）

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
澤 田 浩	※取締役会会長	
近 藤 雅 之	※取締役社長	
堀 内 俊 文	社長執行役員 取締役	関連事業部、流通業務部管掌 製粉事業本部長
前 鶴 俊 哉	取締役 常務執行役員	環境問題担当 生産・技術・研究・開発・品質保証部門管掌
小木曾 融	取締役 常務執行役員	生産・技術本部長兼商品開発委員会委員長 I T管掌、C S R管掌
竹 内 充 彦	取締役 常務執行役員	総務部、人事・労務部、広報部管掌 東日本事業場管掌
五月女 豊 一	取締役 常務執行役員	製粉事業本部営業統括 経営企画部管掌
大 内 淳 雄	取締役 常務執行役員	食品事業部門管掌 食品業務本部長兼商品開発委員会委員長
藤 井 勝 彦	取締役 執行役員	食品営業本部長
青 沼 孝 明	取締役 執行役員	経理・財務部、内部統制部管掌
江 島 丘	取締役 執行役員	C S事業本部長
木 村 昭 子	取締役 執行役員	海外事業本部管掌 海外事業本部国際部長
熊 倉 禎 男	取締 役	中村合同特許法律事務所パートナー 弁護士
川 俣 尚 高	取 締 役	丸の内総合法律事務所パートナー 弁護士、トレックス・セミコンダクター株式会社 社外取締役 (監査等委員)
住 谷 京 一	監査役 (常勤)	
関 根 昇	監査役 (常勤)	

※印の取締役は、代表取締役であります。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
奥山章雄	監査役	公認会計士奥山章雄事務所 所長、株式会社A D E K A 社外監査役、信金中央金庫 監事
吉田和彦	監査役	中村合同特許法律事務所代表パートナー 弁護士

- (注) 1. 取締役熊倉禎男、川俣尚高の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役奥山章雄、吉田和彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役熊倉禎男、川俣尚高及び監査役奥山章雄、吉田和彦の4氏につきましては、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役奥山章雄氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
5. 2019年6月27日開催の第195回定時株主総会において新たに青沼孝明、江島 丘、木村昭子の3氏が取締役に、関根 昇氏が監査役に選任され、同日就任しました。
6. 2019年6月27日開催の第195回定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

役職	氏名	退任事由
取締役	清水 弘和	辞任
取締役	松井 宏之	任期満了
取締役	村上 嘉章	辞任
取締役	関根 昇	任期満了
監査役	清都 崇史	任期満了

7. 2020年4月1日をもって、取締役の地位又は担当が次のとおり変更となりました。

氏名	変更前	変更後
堀内 俊文	取締役常務執行役員	取締役専務執行役員
前鶴 俊哉	取締役常務執行役員	取締役専務執行役員
大内 淳雄	取締役常務執行役員 食品事業部門管掌 食品業務本部長兼商品開発委員会委員長	取締役専務執行役員 食品事業本部長兼商品開発委員会委員長
藤井 勝彦	食品営業本部長	食品事業本部副本部長
江島 丘	C S 事業本部長	中食事業本部長

8. 重要な兼職の状況に関する当期中の異動は次のとおりであります。

役職	氏名	重要な兼職の状況	異動	異動日
取締役	熊倉 禎男	東海カーボン株式会社社外取締役	退任	2020年3月27日

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	18名	276百万円
監査役	5名	61百万円
合 計 (うち社外役員)	23名 (4名)	337百万円 (44百万円)

- (注) 1. 上記支給人員及び支給額には、2019年6月27日開催の第195回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役1名を含んでおります。そのうち関根 昇氏は、第195回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給人員及び支給額について取締役の期間は取締役に、監査役の期間は監査役に含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 支給額には、株式報酬型ストック・オプションの報酬額として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額(取締役77百万円)が含まれております。なお当該費用計上額のうち社外取締役に対する計上額はありませぬ。
4. 取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第182回定時株主総会において年額2億4千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、2014年6月27日開催の第190回定時株主総会において、取締役(社外取締役除く)に対するストック・オプション報酬額として年額1億2千万円以内と決議いただいております。
監査役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第180回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。
5. 上記のほか、2014年6月27日開催の第190回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金打ち切り支給として、2019年6月27日開催の第195回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に24百万円を支給しており、その支給額には、当期前の事業年度に係る事業報告において記載した役員退職慰労金の引当額が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役熊倉禎男氏及び監査役吉田和彦氏はそれぞれ中村合同特許法律事務所のパートナー弁護士及び代表パートナー弁護士、取締役川俣尚高氏は丸の内総合法律事務所のパートナー弁護士であり、当社はそれら全ての法律事務所に法律事務を委任しております。

取締役熊倉禎男氏が社外取締役に兼任していた東海カーボン株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

取締役川俣尚高氏が社外取締役(監査等委員)を兼任しているトレックス・セミコンダクター株式会社と当社との間に特別な関係はありません。

監査役奥山章雄氏の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	熊 倉 禎 男	当期開催の取締役会17回全てに出席し、法曹界での豊富な経験を生かして発言を行っております。
取 締 役	川 俣 尚 高	当期開催の取締役会17回全てに出席し、法曹界での豊富な経験を生かして発言を行っております。
監 査 役	奥 山 章 雄	当期開催の取締役会17回全てに、また監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	吉 田 和 彦	当期開催の取締役会17回全てに、また監査役会12回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の概要

当社と各社外役員との間では、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
 ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	86百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積の算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である収益認識会計基準適用に係る支援業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合は、監査役全員の同意を得た上で、当該会計監査人を解任します。また、監査役会は、会計監査人の独立性と専門性、会計監査人の監査業務の適切性と効率性等を勘案し、解任又は不再任に関する議案の内容の決定を行います。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定の内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社の目指す姿を示した「行動規範」と、行動規範を実践するために遵守すべき具体的な行動基準である「行動指針」を定め、全役員、従業員に配布、適宜研修する。
 - ・ 法令違反や社内不正など、倫理や法令に抵触する行為を防止もしくは早期発見し、是正することを目的として、従業員が相談もしくは通報できる「企業倫理ヘルプライン」を設置し、運用する。
 - ・ 事業執行は、業務の分掌及び社内の決裁手続に従い実施し、適正化、責任の明確化を図る。
 - ・ 購買基本方針を定め購買先へ周知し、公正な取引を確保する。
 - ・ 内部統制部を設置し、業務が取締役会決議、代表取締役の承認に沿って執行されているかを監査し、問題点の改善指導を行う。
 - ・ 反社会的勢力による不当な要求には一切応じず、外部専門機関と連携のうえ、組織的に対処する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会審議の議事録を作成して保存、管理し、重要な職務の執行についての決裁に関わる情報は、検索性の高い状態で保存、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社の業務執行に関わるリスクについては発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。
 - ・ 当社経営に重大な影響を与える危機に直面したとき、社長を最高責任者とする危機管理委員会の設置などを定めた「危機管理基本規程」に従い、迅速かつ適切に対応し、損失の拡大を抑止する。
 - ・ 商品の安全・安心の確保を重要な課題と位置づけ、リスクの低減のための対策を講じる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 経営に関する重要事項は、取締役会で決定する。投融資案件については、投融資委員会で財務的観点から優先順位をつけ、常務執行役員以上の取締役で構成する経営会議では、経営全般の観点から問題点を整理した後、取締役会に付議する。
- ⑤ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ グループ会社の取締役に対し、適宜コンプライアンス研修等を実施する。
 - ・ グループ会社に対し、連結財務報告に係る内部統制評価に必要な体制整備への協力を義務付ける。
- ロ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- ・ グループ会社に対し、グループ会社管理の規程及びグループ会社と締結する契約において定める重要事項について、当社への報告を求める。
- ハ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社グループの業務執行に関わるリスクについては発生頻度、大きさを分析、評価し、その把握と管理のための体制を構築する。
 - ・ グループ会社に対し、当社グループの信用失墜につながるような重大な法令違反事件等が発生した場合の報告を求め、迅速かつ適切に対応し、損失の拡大を抑止する。
- ニ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ グループ会社の業績を毎月レビューし、業績管理を行う。
 - ・ グループ会社の投融資案件は、投融資委員会で協議し、経営資源の適切な配分を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役を補助すべき使用人は、監査役と協議して配置する。
 - ・ 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令を受ける。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役を補助すべき使用人の人事異動は、監査役会の同意を得る。

- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人の人事考課については、監査役会と協議して評価する。
- ⑧ 前々号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務しない。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・ 監査役は、取締役会に出席し、意見を述べることができる。取締役及び執行役員が担当業務の執行状況を報告する役員会に出席し、会社の業務遂行の情報を得る。
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項は、監査役に報告する。
 - ・ 企業倫理ヘルプラインへの通報内容は、監査役に報告する。
 - ・ 各事業場は監査役の往査に協力するほか、監査役の質問に対して報告する。
- ロ. 子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
- ・ グループ会社は監査役の往査に協力するほか、監査役の質問に対して報告する。
- ⑩ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する規程を整備する。
 - ・ 企業倫理ヘルプライン制度運用要領において、通報内容は、監査役に報告することを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による不利な取り扱いの禁止を定める。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
- ・ 監査役がその職務の執行について生じた費用の請求又は債務の弁済を請求したときは、その費用又は債務を速やかに処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役が内部統制部及び会計監査人と情報交換、意見交換できる機会を確保する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

① コンプライアンスに関する取り組み状況

当社はCSRの推進を企業の重要な経営課題の一つとして認識しており、下請法・就業規則・マイナンバー制度・コンプライアンス等の研修、内部通報制度、反社会勢力への対応マニュアル、個人情報の保護に関する問い合わせ窓口設置など法令遵守に努めています。

② 損失の危険の管理に関する取り組み状況

「危機管理基本規程」及び「グループ会社運営規程」に基づき、リスク管理体制の適用範囲には当社及び当社グループ会社を含めており、企業集団全体の管理の適正化を図るとともに、著しい損害を及ぼす可能性のある事項が取締役会に年1回報告されております。

③ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み状況

当社グループの業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産保全の重要性に鑑み、令和元年度内部統制基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み状況

当社は、監査役と代表取締役を含む取締役、会計監査人が定期的または必要に応じて意見交換できる機会を設けています。内部統制部が、監査役と緊密な連携を図ることで、監査役監査の実効性が高まるよう努めています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、いわゆる「買収防衛策」は導入しておりませんが、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社は、全てのステークホルダーから信頼される企業として成長し続けるという使命のもと、経営の多角化、コストリダクション等の推進を通じ、高い経営効率の追求と競争力・収益力の強化を進めており、今後の企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

当社は、会社の支配権の異動を伴う当社株式の大量買付けであっても、それに応じるか否かは最終的には株主様のご判断に委ねられるべきものと考えます。また、当社は当該大量買付けが当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、その目的、方法等において企業価値ひいては株主様の共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

当社取締役会は経営を負託されている者の責務として、法令及び定款によって許される範囲において、当社の企業価値ひいては株主様の共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付け者に対しては、株主の皆様のご判断に資するため、十分な情報と必要な時間の確保に努めるとともに、当該買付けを行う者と交渉するなど適切と考えられる措置を講じることといたします。

なお、買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つとして今後継続して検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	114,534	流 動 負 債	74,078
現金及び預金	33,829	支払手形及び買掛金	27,115
受取手形及び売掛金	44,928	短期借入金	20,824
商品及び製品	14,977	社債(1年以内償還)	5,000
仕掛品	301	未払法人税等	2,473
原材料及び貯蔵品	16,717	未払費用	13,402
その他の	3,916	その他	5,263
貸倒引当金	△136	固 定 負 債	57,768
固 定 資 産	175,832	転換社債型新株予約権付社債	25,092
有 形 固 定 資 産	106,957	長期借入金	12,418
建物及び構築物	42,084	退職給付に係る負債	5,212
機械装置及び運搬具	20,146	役員退職慰労引当金	873
土地	40,605	繰延税金負債	10,923
建設仮勘定	2,199	その他	3,248
その他	1,922	負 債 合 計	131,847
無 形 固 定 資 産	1,624	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	67,249	株 主 資 本	129,587
投資有価証券	61,525	資本金	12,240
長期貸付金	57	資本剰余金	11,262
繰延税金資産	1,567	利益剰余金	109,507
その他	4,731	自己株式	△3,422
貸倒引当金	△631	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	24,139
繰 延 資 産	61	その他有価証券評価差額金	24,444
資 産 合 計	290,428	繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	961
		退職給付に係る調整累計額	△1,267
		新 株 予 約 権	260
		非 支 配 株 主 持 分	4,593
		純 資 産 合 計	158,581
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	290,428

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		344,839
売上原価		247,264
売上総利益		97,575
販売費及び一般管理費		86,473
営業利益		11,101
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,628	
固定資産賃貸料	158	
その他	635	2,422
営業外費用		
支払利息	210	
その他	573	783
経常利益		12,740
特別利益		
投資有価証券売却益	841	
固定資産売却益	279	
収用補償金	488	1,609
特別損失		
投資有価証券評価損	247	
固定資産除売却損	112	
建物解体費用	72	
コーポレートロゴ等変更費用	397	
その他	132	962
税金等調整前当期純利益		13,386
法人税、住民税及び事業税	4,164	
法人税等調整額	205	4,369
当期純利益		9,016
非支配株主に帰属する当期純利益		74
親会社株主に帰属する当期純利益		8,941

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	12,240	11,262	103,682	△3,536	123,648
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,533		△2,533
親会社株主に帰属する当期純利益			8,941		8,941
連結範囲の変動			△573		△573
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△9	114	104
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	5,824	113	5,939
当 期 末 残 高	12,240	11,262	109,507	△3,422	129,587

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	26,424	△2	572	△495	26,498	287	4,552	154,986
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△2,533
親会社株主に帰属する当期純利益								8,941
連結範囲の変動								△573
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								104
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,979	2	389	△771	△2,359	△26	41	△2,344
当 期 変 動 額 合 計	△1,979	2	389	△771	△2,359	△26	41	3,594
当 期 末 残 高	24,444	0	961	△1,267	24,139	260	4,593	158,581

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,341	流動負債	52,633
現金及び預金	19,986	買掛金	16,593
売掛金	30,487	短期借入金	16,863
商品及び製品	10,943	長期借入金(1年以内返済)	500
原材料及び貯蔵品	13,883	社債(1年以内償還)	5,000
前払費用	244	未払金	809
未収金	2,102	リース債務	5
短期貸付金	2,598	未払法人税等	1,952
長期貸付金(1年以内返済)	834	未払費用	9,967
その他	1,261	預り金	280
固定資産	145,105	その他	659
有形固定資産	66,693	固定負債	42,259
建物	24,101	転換社債型新株予約権付社債	25,092
構築物	3,383	長期借入金	5,100
機械装置及び運搬具	7,881	リース債務	17
工具器具及び備品	552	退職給付引当金	188
土地	30,538	役員退職慰労引当金	383
リース資産	22	繰延税金負債	9,328
建設仮勘定	211	その他	2,149
無形固定資産	209	負債合計	94,893
投資その他の資産	78,202	(純資産の部)	
投資有価証券	54,012	株主資本	108,772
関係会社株式	14,438	資本金	12,240
長期貸付金	9,481	資本剰余金	10,666
その他	1,138	資本準備金	10,666
貸倒引当金	△868	利益剰余金	89,171
繰延資産	61	利益準備金	3,060
		その他利益剰余金	86,111
資産合計	227,508	圧縮積立金	5,842
		圧縮特別積立金	91
		別途積立金	32,654
		繰越利益剰余金	47,522
		自己株式	△3,305
		評価・換算差額等	23,582
		その他有価証券評価差額金	23,581
		繰延ヘッジ損益	0
		新株予約権	260
		純資産合計	132,615
		負債及び純資産合計	227,508

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	211,445
売上原価	144,238
売上総利益	67,206
販売費及び一般管理費	58,252
営業利益	8,954
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,770
その他	514
営業外費用	
支払利息	112
貸倒引当金繰入	88
その他	544
	745
経常利益	10,494
特別利益	
固定資産売却益	166
投資有価証券売却益	823
特別損失	
固定資産除売却損	37
投資有価証券評価損	184
建物解体費用	23
コーポレートロゴ等変更費用	397
その他	29
	671
税引前当期純利益	10,812
法人税、住民税及び事業税	3,203
法人税等調整額	△149
当期純利益	7,759

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本											自 株	己 式	株 資 合	主 本 計
	資本金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金						利 益 合 計				
		資 本 備 用 金	そ の 他 本 資 剩 余 金	資 本 剩 余 金 計	利 益 備 用 金	そ の 利 益 剩 余 金			他 金 越 益 金						
						圧 縮 積 立 金	圧 縮 特 別 積 立 金	特 定 積 立 金		別 途 積 立 金					
当 期 首 残 高	12,240	10,666	-	10,666	3,060	5,906	-	32,654	42,335	83,955	△3,419	103,443			
当 期 変 動 額															
圧縮積立金の取崩						△63			63	-		-			
圧縮特別積立金の積立							91		△91	-		-			
剰余金の配当									△2,533	△2,533		△2,533			
当期純利益									7,759	7,759		7,759			
自己株式の取得											△0	△0			
自己株式の処分									△9	△9	114	104			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)															
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△63	91	-	5,187	5,215	113	5,329			
当 期 末 残 高	12,240	10,666	-	10,666	3,060	5,842	91	32,654	47,522	89,171	△3,305	108,772			

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額	換 算 合 計		
当 期 首 残 高	25,486	△2	25,483		287	129,214
当 期 変 動 額						
圧縮積立金の取崩						-
圧縮特別積立金の積立						-
剰余金の配当						△2,533
当期純利益						7,759
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						104
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,904	2	△1,901		△26	△1,928
当期変動額合計	△1,904	2	△1,901		△26	3,400
当 期 末 残 高	23,581	0	23,582		260	132,615

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

日本製粉株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山元清二 (印)
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉川高史 (印)
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製粉株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製粉株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

日本製粉株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山元清二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 吉川高史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製粉株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第196期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第196期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役の監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

日本製粉株式会社 監査役会

常勤監査役	住	谷	京	一	ⓐ
常勤監査役	関	根		昇	ⓐ
社外監査役	奥	山	章	雄	ⓐ
社外監査役	吉	田	和	彦	ⓐ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業体質の強化及び今後の事業展開を考慮し、内部留保に意を用い、安定的かつ継続的な配当の維持を基本といたしますが、株主の皆様に対する利益還元も重要な経営目標のひとつと考えております。

第196期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき18円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金16円を加えた年間配当金は、1株につき前期に比べ2円増配の34円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金18円 総額1,382,705,676円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 多角的総合食品企業として、更なる事業拡大を図っていくにあたり、商号を「日本製粉株式会社」から「株式会社ニッポン」に変更し、新たに英文社名を規定するものであります。
- (2) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員に取締役会での議決権が付与されることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにいたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業目的の追加及び削除を行うものであります。
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役全員が同意した場合には、取締役会を開催せずに書面により取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするものであります。
- (5) 監査等委員会設置会社移行にあたり、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定に変更するものであります。

なお、変更案第29条（取締役との責任限定契約）につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (6) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更するものであります。
- (7) 上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります。
- (8) 第1条（商号）を除く本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

第1条（商号）の効力発生日は、2020年9月末日までに開催される取締役会において決定するものといたします。なお、2021年4月1日を目途といたします。

2. 変更の内容

現行定款及び変更案は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>(商 号) 第1条 当社は、<u>日本製粉株式会社と称する。</u></p>	<p>(商 号) 第1条 当社は、<u>株式会社ニッポンと称し、英文ではNIPPON CORPORATIONと表示する。</u></p>
<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1.小麦その他農産物を原料とする物品及び飼料の製造2.前号の原料及び製品の売買3.食料品の製造及び売買4.酒類の売買5.<u>家畜、家きん及び魚類の飼育及び売買</u>6.<u>飲食店及びスポーツ施設の経営</u>7.<u>食品産業用及び粉粒体用機器、装置の設計、製作及び売買並びにそれらの設置工事の請負</u>8.<u>医薬品、医薬部外品、試薬及び化粧品</u>の製造及び売買9.<u>倉庫業、港湾運送事業及び貨物自動車運送事業</u>10.<u>不動産の売買、賃貸借及び管理</u>11.<u>損害保険代理業</u>12.<u>有価証券の保有及び運用</u>13.<u>経営コンサルタント業</u> (新設) <p>14.前各号に附帯する事業</p>	<p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1.小麦その他農産物を原料とする物品及び飼料の製造2.前号の原料及び製品の売買3.食料品の製造及び売買4.酒類の売買 <p>(削除)</p> <ol style="list-style-type: none">5.<u>飲食店及びスポーツ施設の経営</u>6.<u>食品産業用及び粉粒体用機器、装置の設計、製作及び売買並びにそれらの設置工事の請負</u>7.<u>医薬品、医薬部外品、試薬及び化粧品</u>の製造及び売買8.<u>倉庫業、港湾運送事業及び貨物自動車運送事業</u>9.<u>不動産の売買、賃貸借及び管理</u>10.<u>損害保険代理業</u>11.<u>有価証券の保有及び運用</u>12.<u>経営コンサルタント業</u>13.<u>コンピュータによる情報処理及びその情報提供並びにそのソフトウェアの開発、販売及び賃貸</u> <p>14.前各号に附帯する事業</p>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現行定款	変更案
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>	(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(<u>自己の株式の取得</u>) 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第11条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第12条～第17条 (条文省略)	第11条～第16条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数) 第18条 当社の取締役は、15名以内とする。 (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数) 第17条 当社の取締役は、15名以内とする。 <u>②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
(選任方法) 第19条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> ② (条文省略) ③ (条文省略)	(選任方法) 第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>②任期の満了前に退任した<u>取締役の補欠として選任された取締役</u>の任期は、退任した<u>取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である<u>取締役の任期は選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した<u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役</u>の任期は、退任した<u>監査等委員である取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役<u>5名以内</u>を選定する。</p> <p>②(条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②(現行どおり)</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②<u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②<u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
第24条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(新設)	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
(新設)	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
第25条 (条文省略)	第26条 (現行どおり)
(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第27条 (条文省略)	第28条 (現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

現行定款	変更案
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査等委員会
(員 数) 第29条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(任 期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第32条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	(削除)
(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款	変更案
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第39条～第40条 (条文省略)	第34条～第35条 (現行どおり)
第7章 計算	第7章 計算
第41条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。
第42条～第44条 (条文省略)	第38条～第40条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、第196回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。
(新設)	<u>(商号に関する経過措置)</u> 第2条 第1条(商号)の変更は、2020年9月末日までに開催される取締役会において決定する日をもって、効力が生じるものとする。なお、本附則第2条は当該効力発生日の経過をもってこれを削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（14名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）11名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び 当社における地位、担当	所有する 株式の数
1	澤田 浩 1931年1月1日生	1953年4月 当社入社 1983年6月 当社取締役 1986年6月 当社常務取締役 1989年6月 当社専務取締役 1993年6月 当社代表取締役社長 2002年4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 2002年6月 当社代表取締役取締役会会長 2009年6月 当社代表取締役取締役会会長兼社長兼社長執行役員 2012年6月 当社代表取締役取締役会会長 (現在に至る)	168,995株
<p>【取締役候補者の選任理由】 代表取締役社長を歴任し、経営者として豊富な経験と実績を有するとともに、2002年6月に代表取締役会長就任以降も、当社グループの一層の発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び 当社における地位、担当	所有する 株式の数
2	まえ づる とし ぞ 前 鶴 俊 哉 1961年1月7日生	1983年4月 当社入社 2008年4月 当社生産・技術部生産管理グループ長 2011年6月 当社福岡工場長 2013年6月 当社生産・技術部長 2014年6月 当社執行役員 生産・技術部長 2015年6月 当社取締役 執行役員 生産・技術副本部長 兼生産・技術本部生産・技術部長 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 生産・技術副本 部長兼生産・技術本部生産・技術部長 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 生産・技術本部 部長 2019年12月 当社取締役 常務執行役員 生産・技術本部 部長兼商品開発委員会委員長 2020年4月 当社取締役 専務執行役員 生産・技術本部 部長兼商品開発委員会委員長 (現在に至る) (当社における担当) 環境問題担当 生産・技術・研究・開発・品質保証部門管掌 【取締役候補者の選任理由】 製造部門での豊富な業務経験を有するとともに、2015年6月の取締役就任以降、生産・技術部門の責任者を務めるなど当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。	8,100株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況 及 び 当 社 に お け る 地 位、担 当	所 有 す る 株 式 の 数
3	ほり うち とし ぶん 堀 内 俊 文 1959年5月25日生	<p>1983年4月 当社入社 2009年1月 当社製粉業務部長 2010年4月 当社製粉カンパニー製粉業務部長 2013年6月 当社製粉カンパニー バイス・プレジデント 兼製粉カンパニー製粉業務部長 2014年4月 当社製粉事業副本部長兼製粉事業本部製粉業務部長 2014年6月 当社執行役員 製粉事業副本部長兼製粉事業本部製粉業務部長 2015年6月 当社取締役 執行役員 製粉事業副本部長兼製粉事業本部製粉業務部長 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 製粉事業部門部門長代行 2019年4月 当社取締役 常務執行役員 製粉事業本部長代行 2019年6月 当社取締役 常務執行役員 製粉事業本部長 2020年4月 当社取締役 専務執行役員 製粉事業本部長 (現在に至る)</p> <p>(当社における担当) 関連事業部、流通業務部管掌</p> <p>【取締役候補者の選任理由】 業務部門での豊富な業務経験を有するとともに、2015年6月の取締役就任以降、製粉事業の責任者を務めるなど当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者といいたしました。</p>	8,100株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び 当社における地位、担当	所有する 株式の数
4	おお うち あつ お 大 内 淳 雄 1959年4月3日生	1983年4月 当社入社 2009年6月 当社食品業務部長 2010年4月 当社食品カンパニー食品業務部長 2015年6月 当社執行役員 食品事業本部食品業務部長 2016年6月 当社執行役員 食品業務本部長兼食品業務本部食品業務部長 2017年6月 当社取締役 執行役員 食品業務部門部門長 2019年4月 当社取締役 執行役員 食品業務本部長 2019年6月 当社取締役 常務執行役員 食品業務本部長 2019年12月 当社取締役 常務執行役員 食品業務本部長 兼商品開発委員会委員長 2020年4月 当社取締役 専務執行役員 食品事業本部長 兼商品開発委員会委員長 (現在に至る)	8,200株
【取締役候補者の選任理由】 業務部門での豊富な業務経験を有するとともに、2017年6月の取締役就任以降、食品業務部門の責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者いたしました。			
5	こ ぎ そ ゆずる 小 木 曾 融 1957年3月28日生	1980年4月 当社入社 2005年4月 当社総務・人事本部秘書室長 2008年4月 当社総務部秘書室長 2013年6月 当社総務部長 2014年6月 当社理事 総務部長 2015年6月 当社執行役員 総務部長 2016年6月 当社取締役 執行役員 総務部長 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る) (当社における担当) IT管掌、CSR管掌 総務部、人事・労務部、広報部管掌	34,500株
【取締役候補者の選任理由】 総務部門での豊富な業務経験を有するとともに、2016年6月の取締役就任以降、管理部門における責任者を務めるなど当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できると判断し、取締役候補者いたしました。			

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況 及 び 当 社 に お け る 地 位、担 当	所 有 す る 株 式 の 数
6	あお ぬま たか あき 青 沼 孝 明 1959年12月16日生	<p>1982年4月 当社入社 2010年6月 当社経理・財務部経理グループ長 2014年3月 当社関連事業部長 2015年6月 当社理事 関連事業部長 2016年6月 当社執行役員 関連事業部長 2017年6月 当社執行役員 経理・財務部長 2019年6月 当社取締役 執行役員 経理・財務部長 2020年2月 当社取締役 執行役員 (現在に至る)</p> <p>(当社における担当) 経理・財務部、内部統制部管掌</p> <p>【取締役候補者の選任理由】 経理部門での豊富な業務経験を有するとともに、2019年6月の取締役就任以降、経理部門の責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、当社の経営への一層の貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	7,200株
7	え しま たかし 江 島 丘 1959年5月24日生	<p>1982年4月 当社入社 2008年6月 当社大阪支店食品営業部長 2015年6月 当社理事 CS事業本部長兼CS事業本部CS事業部長 2017年6月 当社執行役員 CS事業部門部門長兼CS事業部門中食事業部長 2019年4月 当社執行役員 CS事業本部長兼CS事業本部長中食事業部長 2019年6月 当社取締役 執行役員 CS事業本部長 2020年4月 当社取締役 執行役員 中食事業本部長 (現在に至る)</p> <p>【取締役候補者の選任理由】 中食部門での豊富な業務経験を有するとともに、2019年6月の取締役就任以降、中食部門の責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、当社の経営への一層の貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	12,600株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び 当社における地位、担当	所有する 株式の数
8	きむら あきこ 木村 昭子 1959年1月2日生	1997年7月 当社入社 2013年6月 当社海外事業本部国際部長 2015年6月 当社理事 海外事業本部国際部長 2017年6月 当社執行役員 海外事業部門国際部長 2018年6月 当社執行役員 海外事業本部副本部長兼海外 事業本部国際部長 2019年6月 当社取締役 執行役員 海外事業本部国際部 長 (現在に至る) (当社における担当) 海外事業本部管掌 【取締役候補者の選任理由】 海外部門での豊富な業務経験を有するとともに、2019年6月の取締役就任以降、海外部門の責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、当社の経営への一層の貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。	4,300株
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> か がわ けい ぞう 香川 敬三 1960年3月9日生	1984年4月 当社入社 2007年7月 当社食品事業本部食品業務部次長 2013年6月 当社食品カンパニー食品業務部副部長兼食品 カンパニー貿易業務部副部長 2014年9月 オーケー食品工業株式会社業務部長 2015年6月 オーケー食品工業株式会社取締役 2016年6月 オーケー食品工業株式会社常務取締役 2018年6月 当社執行役員 経営企画部長 (現在に至る) 【取締役候補者の選任理由】 業務部門及び主要子会社での豊富な業務経験を有するとともに、2018年6月の執行役員就任以降、経営企画部門の責任者を務めるなど当社グループの発展に寄与しており、当社経営への一層の貢献を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。	2,300株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び 当社における地位、担当	所有する 株式の数
10	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 30px;">社外</div> <small>くま くら よし お</small> <small>熊 倉 禎 男</small> 1940年1月19日生	1963年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1969年4月 弁護士登録 1980年1月 中村合同特許法律事務所パートナー（現在に至る） 2004年6月 当社監査役 2014年6月 当社取締役（現在に至る） （重要な兼職の状況） 中村合同特許法律事務所パートナー 弁護士 【社外取締役候補者の選任理由】 弁護士としての豊富な経験を有し、2014年6月の社外取締役就任以降、その専門的見地及び豊富な経験を当社の経営に反映していただいております、社外取締役候補者といたしました。直接経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通していることから、社外取締役としての職務を適切に果たしていただけると判断いたしました。	10,000株
11	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 30px;">社外</div> <small>かわ まい なお たか</small> <small>川 俣 尚 高</small> 1965年5月1日生	1990年4月 運輸省（現国土交通省）入省 1994年4月 弁護士登録 1994年4月 丸の内総合法律事務所入所 2008年1月 丸の内総合法律事務所パートナー（現在に至る） 2014年6月 当社監査役 2015年4月 最高裁判所司法研修所教官 2017年6月 当社取締役（現在に至る） （重要な兼職の状況） 丸の内総合法律事務所パートナー 弁護士 トレックス・セミコンダクター株式会社 社外取締役（監査等委員） 【社外取締役候補者の選任理由】 弁護士としての豊富な経験を有し、2017年6月の社外取締役就任以降、その専門的見地及び豊富な経験を当社の経営に反映していただいております、社外取締役候補者といたしました。直接経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通していることから、社外取締役としての職務を適切に果たしていただけると判断いたしました。	4,200株

- (注) 1. 熊倉禎男及び川俣尚高の両氏は、社外取締役候補者であります。
2. 熊倉禎男及び川俣尚高の両氏は東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は引き続き独立役員となる予定です。
- なお、当社は熊倉禎男氏の所属する中村合同特許法律事務所に法律事務を委託しておりますが、同所の報酬における当社の支払報酬の割合は前事業年度において1%未満であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したものであり、当社は川俣尚高氏の所属する丸の内総合法律事務所に法律事務を委託しておりますが、同所の報酬における当社の支払報酬の割合は前事業年度において1%未満であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したものであります。
3. 当社は、熊倉禎男及び川俣尚高の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令の定める額であります。両氏の選任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
4. 熊倉禎男氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 川俣尚高氏の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位、担当	所有する株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div> よし だ かず ひこ 吉 田 和 彦 1963年11月7日生	1990年4月 弁護士登録 1990年4月 中村合同特許法律事務所入所 1993年3月 弁理士登録 1998年5月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2001年1月 中村合同特許法律事務所パートナー 2017年1月 中村合同特許法律事務所代表パートナー (現在に至る) 2017年6月 当社監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 中村合同特許法律事務所代表パートナー 弁護士 【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由】 弁護士としての豊富な経験を有し、2017年6月の社外監査役就任以降、その専門的見地及び豊富な経験を当社の監査に反映していただき、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。直接経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通しているため、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	1,700株
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新任</div> なる せ けん た うろう 成 瀬 健 太 郎 1976年8月10日生	2004年10月 弁護士登録 2004年10月 西村ときわ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 2009年4月 丸の内総合法律事務所入所 2016年1月 丸の内総合法律事務所パートナー (現在に至る) 2019年10月 東京地方裁判所 民事調停官(非常勤裁判官) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 丸の内総合法律事務所パートナー 弁護士 【監査等委員である社外取締役候補者の選任理由】 弁護士としての豊富な経験を有し、その専門的見地及び豊富な経験を当社の監査等に反映していただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。直接経営に関与したことはありませんが、企業法務に精通しているため、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。	0株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、重要な兼職の状況 及び当社における地位、担当	所有する 株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <small>たま</small> <small>がわ</small> <small>えつ</small> <small>ぞう</small> <small>玉</small> <small>川</small> <small>越</small> <small>三</small> 1962年5月6日生	1985年4月 当社入社 2010年7月 当社経営企画部経営企画グループ次長 2011年1月 当社千葉工場次長 2013年6月 当社経理・財務部経理グループ次長 2014年3月 当社経理・財務部経理グループ長 2015年10月 当社経理・財務部副部長 2017年6月 当社関連事業部長 (現在に至る)	1,200株
		【監査等委員である取締役候補者の選任理由】 経理部門での豊富な業務経験を有しており、取締役の職務の執行について適切な監督、監査ができると判断いたしました。	

- (注) 1. 奥山章雄、吉田和彦、成瀬健太郎の3氏は、社外取締役候補者であります。
2. 奥山章雄、吉田和彦の両氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合は引き続き独立役員となる予定です。なお、当社は吉田和彦氏の所属する中村合同特許法律事務所に法律事務を委託しておりますが、同所の報酬における当社の支払報酬の割合は前事業年度において1%未満であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したものであります。
3. 成瀬健太郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の規則に定める独立役員となる予定です。なお、当社は成瀬健太郎氏の所属する丸の内総合法律事務所に法律事務を委託しておりますが、同所の報酬における当社の支払報酬の割合は前事業年度において1%未満であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したものであります。
4. 当社は、奥山章雄及び吉田和彦の両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額としております。当社は、奥山章雄及び吉田和彦の両氏が監査等委員である取締役に選任された場合、両氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、成瀬健太郎、玉川越三の両氏が監査等委員である取締役に選任された場合、両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める額といたします。
6. 奥山章雄氏の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年であります。
7. 吉田和彦氏の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって3年であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月28日開催の第182回定時株主総会において年額2億4千万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「年額3億8千万円以内」（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は14名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は11名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を勘案して、「年額8千万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものとしたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額及び内容決定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、2014年6月27日開催の第190回定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で年額1億2千万円以内とご決議いただきました現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額に関する定めを廃止し、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」の年額3億8千万円以内の報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、年額1億2千万円以内の範囲内で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

ストック・オプションの報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

監査等委員会設置会社移行後も取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、9名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び数

新株予約権の総数3,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類 当社普通株式150,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は、50株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当を含む。）、または株式併合を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものいたします。

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデルにより算出した価額を払込金額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

4. 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、取締役会で定めることといたします。

5. 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は上記4. の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

7. その他新株予約権の内容

上記1. から6. の細目及び新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120(652)031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120(782)031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

株主総会会場案内図

東京都港区六本木七丁目18番18号
住友不動産六本木通ビル
ベルサール六本木
電話 03 (3511) 5311 (当社)



■アクセス

東京メトロ日比谷線「六本木」駅 (2番出口) 徒歩約2分

都営大江戸線「六本木」駅 (4b出口) 徒歩約4分

※駐車場の用意がございませんのでお車でのご来場はご遠慮下さい。

※株主総会におけるお土産・試供品のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。